

保護者の皆様へ

国立市長 永見 理夫  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大予防のための家庭保育のお願いについて（通知）

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

国立市としては、先般、令和2年4月14日（火）～5月30日（土）までを期間として、国の『緊急事態宣言』を踏まえ、感染からお子様たちを守り、感染拡大を予防するため、最大限可能な限り家庭での保育を強く要請させていただいているところです。

国立市内における現時点での感染者数は6名となっており、都内の区部などと比較し少ない状況となっております。この状況については、市民の皆様の家庭保育のご協力など、感染拡大予防にご協力いただいた結果であり、この間の取り組みへのご協力につきまして深く感謝いたします。

ここで国の緊急事態宣言が解除となりましたが、新型コロナウイルスについてはいまだ不明なことも多く、ワクチン等の有効な感染防止策、治療手段も確立がされておられません。宣言が解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされているところです。さらに秋以降については、感染流行の第2波も予測されております。

このような状況に加え、これまでも感染症対策は行っているものの、保育園は、いわゆる「3密」の状況を避けることができず、ひとたび感染者が発生すると、集団感染を引き起こす可能性もあるため、ご家庭で保育が可能な方については、引き続き家庭での保育をお願いいたします。

緊急事態宣言の発出に伴い、企業等においても通勤時の電車の混雑を回避することなどを目的とし、時差勤務や在宅勤務の導入など、様々な勤務形態を整えてきており、流行以前と比較し、ご家庭でお子さまを見ることができご家庭が増えている状況にあり、第2波に向けてこういった対応が継続されております。

なお、保育園の利用が必要なご家庭は、園で保育体制を確保する必要がありますので、別紙「保育利用申請書」を保育園に提出して下さい。

登園を控えていただくことで、子育てや生活に関して不安がある方などについては、保健師、子ども家庭支援センターなどでご相談をお受けします。ご相談を希望される場合は裏面の相談先にご連絡をお願いいたします。

なお、家庭保育としていただいた場合、保育料については日割り計算して減額させていただきます。減額の方法等詳細につきましては、4月28日付け通知にてお知らせしたとおりです。減額の通知は国立市ホームページにも掲載をしております。

お願いの詳細につきましては裏面をご覧ください。

以下裏面

## お問い合わせの内容の詳細について

### 1. 期間

#### 当面の期間

※緊急事態宣言が解除となっているものの、新型コロナウイルス感染症が完全に終息となっていない状況から期限を定めず、当面の期間とします。

また、今後、再度の感染拡大により、国の緊急事態宣言が東京都を対象とし、発令された場合や東京都独自の自粛要請が出された場合には、5月末までの扱い同様、家庭保育の強い要請を行わせていただきます。

### 2. 内容

仕事を休むことが可能な方、育児休業中の方、在宅ワークの方などでご家庭で保育できる環境にある場合について、引き続き登園の自粛や、短時間での利用、週に1日、2日でも利用しない日を設けていただくなど、必要最小限の利用をお願いいたします。

### 3. 理由

新型コロナウイルス感染症流行が終息していないことから、引き続き、お子様、保護者をはじめとしたご家族の方、保育従事職員の感染拡大防止を図っていく必要があるため。

### 4. 今後の登園される際の注意事項（令和2年5月27日時点）

- ① 毎朝登園前にお子様やご家族の体温を計測し、お子様の検温結果、健康状態を園にお伝え下さい。発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は登園や送迎はできません。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- ② お子様やご家族に発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器系症状が改善傾向となるまでは、登園や送迎はできません。
- ③ 登園後に発熱や呼吸器系症状等が見られる場合は、直ちに保護者の方に連絡しますので、すみやかにお迎えをお願いいたします。
- ④ 基礎疾患をお持ちのお子様など、感染した場合のリスクが大きいお子様については、主治医に登園について必ずご相談の上、リスクがある場合については登園を控えていただくようお願いいたします。
- ⑤ 保護者の方が園に入る際はアルコール消毒液等での消毒を徹底し、マスクの着用をお願いいたします。また、園敷地内や周辺での保護者同士の長時間の会話など、密になる環境を作らないよう、ご協力をお願いいたします。
- ⑥ 園行事等については、感染拡大予防の観点から、内容の変更、延期または中止となる場合があります。
- ⑦ 今後の都内の感染状況の拡大や園内で感染者が発生した場合は、休園となる可能性があることを予めご承知おき下さい。

※上記取り扱いについては、今後の国・東京都等の方針により変更する場合があります。

#### ○ 問合せ先

国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係 電話 042-576-2427（直通）

#### ○ ご不安がある場合の相談先

国立市子ども家庭部子育て支援課

子ども家庭支援センター

電話 042-573-0192

子ども保健・発達支援係(保健センター内)

電話 042-574-3311

くにたち子育てサポート窓口

電話 042-576-2111

(内 168)

※上記相談先については子育てや生活に関して不安がある場合の相談先です。お子様を預けることに関するご相談についてはまずは各保育園にご相談下さいますようお願いいたします。

# 保育園

## 保育利用申請書（6月分）

保育園

申請日：令和 年 月 日

保護者氏名：

6月1日（月）から6月30日（火）までの期間について、下記のとおり保育利用を申請します。

**※保育を利用される方のみご記入の上、保育園へ提出して下さい。**

児童氏名	クラス

保育を必要とする理由 父（ ） 母（ ）

保育を必要とする日にちに○印を付け、利用する時間をご記入下さい。

チェック	日にち	利用時間	チェック	日にち	利用時間
	6月1日（月）			6月16日（火）	
	6月2日（火）			6月17日（水）	
	6月3日（水）			6月18日（木）	
	6月4日（木）			6月19日（金）	
	6月5日（金）			6月20日（土）	
	6月6日（土）			6月22日（月）	
	6月8日（月）			6月23日（火）	
	6月9日（火）			6月24日（水）	
	6月10日（水）			6月25日（木）	
	6月11日（木）			6月26日（金）	
	6月12日（金）			6月27日（土）	
	6月13日（土）			6月29日（月）	
	6月15日（月）			6月30日（火）	

※保育体制の確保のため、**5月29日（金）までに**在籍する保育園へ提出して下さい。

**※この様式については、6月以降、月末に翌月分を国立市ホームページにアップします。保育を利用される場合は、プリントアウトの上で、月末最終の平日までに各園にご提出下さい。**

プリントアウトできない方については、市役所児童青少年課保育・幼稚園係、各園でも用紙を配布しますので、用紙を入手の上で、ご記入、ご提出をお願いいたします。